

I. 国民経済計算体系の解説

1. 経済循環のとらえ方

国民経済における様々な経済活動は次のように図式的にとらえることができる。

- (1) 生産活動の主体は、一定の技術の下で各種の生産要素（労働、資本ストック、土地）を組み合わせ使用し、原材料（中間財）を投入して財貨・サービスを産出する。
- (2) 生産活動の過程で生み出された付加価値（産出額－中間投入額）は固定資本減耗と純間接税（生産・輸入品に課される税－補助金）を控除したあと、各生産要素の間で報酬として配分される。
[要素費用表示の国民所得] 営業余剰・混合所得＋雇用者報酬＋海外からの財産所得
- (3) 他方、産出された財貨・サービスは、生産活動の主体が原材料として用いる時の消費である中間消費や各種の国内最終需要（家計最終消費支出、民間企業設備投資など）、輸出向けに販売される。
- (4) 生産要素を提供した各主体は、配分された報酬から所得税等の所得・富等に課される経常税や社会保険料等を一般政府へ納めるとともに、一般政府から年金等の給付を受ける。また、各主体間で配当や利子等の受払を行ったりするなど、所得の再配分が行われる。
- (5) このようにして再配分が行われた後の所得（可処分所得）をもとにして、各主体は消費を行うために財貨・サービスを購入し、また、住宅、企業設備、土地等の実物資産を購入する。
- (6) このような支出の結果、資金に余剰が生じた主体は、その余剰分を預貯金、公社債、株式等の金融資産に資金運用する。逆に資金が不足した主体は、その不足分を金融機関からの借入や公社債・株式の発行等により資金を調達する。

このような各主体が行う資金の調達と運用の市場は、国内にとどまらず海外にも広がりをもっている。

- (7) 海外との取引は、経常取引（財貨・サービスの輸出入、雇用者報酬や財産所得等の受払）、資本取引（直接投資、借款、対外証券投資等）及び金融取引（現金・預金、株式、金融派生商品などの取引）に大別される。

このうち、輸入された財貨・サービスは、国内で産出された財貨・サービスと同様に、中間消費、

各種の国内最終需要及び輸出向けに販売される。海外からの所得及び経常移転の純受取額は、国内の各主体の所得となり、消費支出や実物資産・金融資産の購入に充当される。

- (8) 各主体が、各種の実物資産や金融資産を購入あるいは売却すると、この主体が保有する資産のストック量が増減する。また、借入等の資金調達を行うと、負債の総額がそれに応じて変化する。
- (9) 当期に増加した実物資産は次期の生産要素となり、労働力とともに生産活動に提供されて所得を生み出す。また、当期に蓄積されて増大した金融資産は、次期に利子や配当等の財産所得を生み出す源泉となる。

2. 国民経済計算における取引主体の分類

国民経済計算体系とは、以上のように図式化された一国の経済の状況について体系的に記録する統計の体系である。この体系では、取引の主体を分類するに際して「経済活動別分類」と「制度部門別分類」という二つの分類を採用している。これらの分類は、国民経済計算が、経済活動をマクロ的にとらえる体系で、様々な取引主体をいくつかの等質的なグループに集約することが分析の観点上必要であることから行われている。

- (1) 経済活動別分類とは、財貨・サービスの生産について分析する視点から分類する方法である。この分類は、生産技術の等質性に着目した分類となっており、事業所が統計の基本単位となっている。我が国の国民経済計算においては、①産業、②政府サービス生産者および③対家計民間非営利サービス生産者に大別され、このうち、産業は、農林水産業、製造業、建設業等の10業種に分類され、製造業はさらに20業種に細分されている。また、政府サービス生産者は三つ、対家計民間非営利サービス生産者は二つ（ないし一つ）に細分されている。
- (2) 他方、制度部門別分類は、所得の受払や使用、資金調達や資産の運用につき分析する視点から分類する方法である。この分類は、所得使用の過程における等質性に着目したものであり、事業所を統括した企業が基本単位となっている。

この分類では、取引主体は、非金融法人企業、金

融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）および対家計民間非営利団体の五つの制度部門に大別される。

3. 国民経済計算の概要

(1) 生産と一次所得の分配

財貨・サービスの需要、供給及び生産の状況とその過程で発生する一次所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）の分配については、産業連関表によって包括的に示すことができるが、国民経済計算では産業連関表のすべての計数を一つの表に表

章することはせず、次の4つの表に分割して表章している。

1) 付表1（財貨・サービスの供給と需要）

国内の経済活動によって供給された財貨・サービス（付表4）と輸入によって供給された財貨・サービスは、中間需要、各種の国内最終需要及び輸出向けに販売される。付表1は、約2000品目の財貨・サービスを24分類にまとめて供給と需要の関係を各年毎にマトリックス形式で表章している。付表1のひな型を示すと次のとおりである。

財貨・サービスの供給と需要（16 暦年のひな型）

（単位：兆円）

財貨・サービスの種類	供給と需要		総供給 (=総需要)	需 要								
	純 産 出 (産出+マージン)	輸 入		中間消費	政府現実最終消費	国内家計現実最終消費			総固定資本形成	在庫品増加	輸 出	
						国内家計最終消費支出	対家計民間非営利団体最終消費支出	政府現物社会移転				
農林水産業	20	2	20	14	0	6	6	0	0	0	0	0
鉱業	4	11	15	15	0	0	0	0	0	△ 0	0	0
製造業 (以下略)	390	40	430	227	0	100	100	0	0	45	△ 1	59
計	926	60	984	430	39	332	276	6	50	116	△ 1	67

2) 付表2（経済活動別の国内総生産・要素所得）

この表では、経済活動別に、まず産出額、中間投入額および付加価値（産出額－中間投入額）が表章される。次に付加価値から固定資本減耗と生産・輸入品に課される税マイナス補助金を控除して国内要素所得が導出される。この国内要素所得は、生産要素を提供した経済主体に報酬として分配される。すなわち、労働に対する報酬として家計に雇用者報酬が分配され、企業経営に対する報酬として企業に営業余剰・混合所得が分配される。付表2のひな型を示すと次のとおりである。

経済活動別の国内総生産・要素所得
（16 暦年のひな型）

（単位：兆円）

産出・中間 投入及び 付加価値 経済活動	産 出 額 (A)	中 間 投 入 (B)	付 加 価 値 (A－B)	構成項目				
				固定 資本 減 耗	除 く 補 助 金	課 さ れ る 税 (控	生 産 ・ 輸 入 品 に	雇 用 者 報 酬
第1次産業	15	6	8	2		0	2	4
第2次産業	363	226	136	23		17	77	20
第3次産業	546	176	370	81		19	176	94
計	924	409	514	105		36	255	118

3) 付表4(経済活動別財貨・サービス産出表：V表)

この表は、付表2で表されている経済活動が、どのような種類の財貨・サービスを産出しているかを示している。

経済活動別の財貨・サービス産出(16 暦年のひな型)
(単位：兆円)

財貨・サービス 経済活動	第1次産業	第2次産業	第3次産業
第1次産業	13	(1)	(1)
第2次産業	(0)	361	(2)
第3次産業	(0)	(4)	543

(注) 対角線上は主産物、() は副次生産物

4) 付表5(経済活動別財貨・サービス投入表：U表)

付表2では経済活動別の中間投入の総額のみが計上されている。これに対し、付表5では中間投入に焦点をあてて、経済活動別にどのような種類の財貨・サービスが投入されたかについて詳しい内訳が表示されている。

経済活動別の財貨・サービス投入
(12 年のひな型：体系基準年)

(単位：兆円)

財貨・サービス 経済活動	第1次産業 の投入内訳	第2次産業 の投入内訳	第3次産業 の投入内訳
第1次産業の 財貨・サービス	2	9	4
第2次産業の 財貨・サービス	4	179	64
第3次産業の 財貨・サービス	1	44	107

(2) 所得の受取・使用と資本の蓄積・調達

一次所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得）を受け取った各経済主体は、その所得を①他の経済主体への再分配、②消費支出、③実物投資、あるいは④金融資産の取得に使用する。このような取引の過程で資金が不足する経済主体は、他の経済主体から資金を調達する。国民経済計算では、各経済主体が行う様々な取引を経常取引と資本取引に大別し、前者の取引は所得支出勘定で、後者の取引は資本調達勘定で記録されている。

なお、所得支出勘定や資本調達勘定では、取引の主体を制度部門（非金融法人企業、金融機関、一般政府、家計（個人企業を含む）、対家計民間非営利団体）として設定し、部門別に活動が記録されている。

1) 所得支出勘定

経常取引（一次所得の受取、再分配所得の受取と支払および消費支出）が複式簿記の形式に従い、4つの勘定に分けて記録されている。

① 第1次所得の配分勘定

第1次所得の配分勘定は、各制度部門が生産過程へ参加した結果として受け取る所得（雇用者報酬、営業余剰・混合所得等）や財産所得がどのように制度部門に配分されるかを記録する勘定である。受取と支払の差額を第1次所得バランスといい、第1次所得バランスをすべての制度部門について合計すれば国民所得が得られる。

② 所得の第2次分配勘定

第1次所得バランスをもとに、現物社会移転を除く経常移転の受取及び支払がどのようにその制度部門の可処分所得に変換されるかを記録する勘定である。ここで受払が記録される経常移転は、「所得・富等に課される経常税」（→直接税）、「社会負担及び給付」（社会保障負担・給付と年金基金による社会負担・給付から構成される）及び「その他の経常移転」（税や社会負担・給付以外の受払）である。これら経常移転から、バランス項目として「可処分所得」が導出される。

③ 現物所得の再分配勘定

所得の第2次分配勘定のバランス項目である可処分所得をもとに、払い戻しによる社会保障給付、その他の現物社会保障給付、個別的非市場財・サービスの移転からなる現物社会移転（医療費の保険負担分や教科書代等が含まれる）の受払を記録する勘定である。「調整可処分所得」をバランス項目とする。

④ 所得の使用勘定

所得の第2次分配勘定から導き出される「可処分所得の使用勘定」と、現物所得の再分配勘定から導き出される「調整可処分所得の使用勘定」の二つからなる。前者は、「可処分所得」をもとに、最終消費支出、年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。後者は、「調整可処分所得」をもとに、現実最終消費と年金基金年金準備金の受払をそれぞれ記録し、貯蓄を導出する。

こうした消費概念の二元化により、一国経済の分配の仕組み、なかんずく政府と他主体のやり取りとの関係が明らかになる。

家計部門の所得支出勘定を例示すると次のとおりである。（なお、制度部門別分類では、家計部門には個人企業が含まれるため、受取側に混合所得が計上されている。）

ここで（貯蓄）は、（可処分所得）＋（年金

家計(個人企業を含む)の所得支出勘定(16暦年)

イ. 第1次所得の配分勘定 (単位: 兆円)

支 払		受 取	
財産所得	14	営業余剰・混合所得	47
第1次所得バランス	310	雇用者報酬	256
		財産所得	22
合計	324	合計	324

ロ. 所得の第2次分配勘定

支 払		受 取	
所得・富等に課される		第1次所得バランス	310
経常税	23	現金による社会保障	
社会負担	65	給付	46
その他経常移転	22	年金基金による社会	
可処分所得	287	給付等	23
		その他の経常移転	19
合計	398	合計	398

ハ. 現物所得の再分配勘定

支 払		受 取	
調整可処分所得	343	可処分所得	287
		現物社会移転	56
合計	343	合計	343

ニ. 所得の使用勘定 (i) 可処分所得の使用勘定

支 払		受 取	
最終消費支出	279	可処分所得	287
貯蓄	9	年金基金年金準備金の変動	1
合計	288	合計	288

ニ. 所得の使用勘定 (ii) 調整可処分所得の使用勘定

支 払		受 取	
現実最終消費	335	調整可処分所得	343
貯蓄	9	年金基金年金準備金の変動	1
合計	344	合計	344

基金年金準備金の変動) - (最終消費支出)
[または(調整可処分所得) + (年金基金年金準備金の変動) - (現実最終消費)]として定義されている。このようにして把握された貯蓄は、実物資産と金融資産への投資に必要な財源となる。

2) 資本調達勘定

各制度部門は、様々な形態で資金を調達して実物資産と金融資産に運用するが、調達と運用の間には次の恒等式が成立する。

(自己資金の純増額) + (金融市場から調達した資金の純増額) = (実物投資) + (金融資産の純増額)

国民経済計算では、制度部門毎に、実物投資と自己資金の純増額(貯蓄+他部門からの資本移転)との間のバランス関係を計数的に把握する(実物取引)とともに、不足あるいは過剰となった資金がどのようにして金融市場で調達あるいは運用されたかを明らかにする(金融取引)ために、資本調達勘定では、実物取引と金融取引に区分して記録している。

前者の実物取引の勘定は、貯蓄・投資バランスの分析に、後者の金融取引の勘定は、資金循環や資産選択等の分析に必要なデータを提供するように設計されている。

① 実物取引

実物取引については、蓄積側に総固定資本形成(固定資本減耗を控除)、在庫品増加および土地の購入(純)が計上される。自己資金の純増額を示す調達側には、その制度部門が自前で確保した財源である貯蓄(所得支出勘定で把握)及び他の制度部門から再配分された財源である資本移転が計上される。

非金融法人企業部門を例にとると、実物取引は次のようになっている。

非金融法人企業の実物取引 (16 暦年)
(単位: 兆円)

実物資産の蓄積		自己資金の調達	
総固定資本形成	67	貯 蓄	23
(控除) 固定資本減耗	64	資本移転等(純)	2
在庫品増加	△ 1		
土地の購入(純)	2		
純貸出(+)/純借入(-)	24		
合計	26	合計	26

(純貸出(+)/純借入(-))は、(自己資金の調達合計) - (純貸出(+)/純借入(-))を除いた実物資産の蓄積合計)として定義されている。この(純貸出(+)/純借入(-))は、経常勘定に実物取引勘定を合わせたフローの収支差を示し、これがマイナスであれば、その制度部門が赤字(借入超過)であることを意味し、逆にプラスであれば、その制度部門が黒字(貸出超過)であることを意味している。

② 金融取引

金融取引については、まず蓄積側に金融資産の純増額が資産の形態別(現金・預金、貸出、株式等)に計上され、調達側には資金調達(負債の純増額)が調達の形態別(借入、

株式等)に計上される。これを見ると実物取引表でみられる資金の過不足が、金融取引によってどのように融通されたかをみることができる。

非金融法人企業部門の金融取引は次のようになっている。

非金融法人企業の金融取引 (16 暦年)
(単位: 兆円)

金融資産の蓄積 (金融資産の純増)		金融市場での資金調達 (負債の純増)	
現金・預金	4	純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)	38
貸出	1	借入	△ 23
株式以外の証券	2	株式以外の証券	0
株式・出資金	3	株式・出資金	2
金融派生商品	-	金融派生商品	-
その他の金融資産	1	その他の負債	△ 6
合計	12	合計	12

ここで(純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足))は、(金融資産の純増) - (負債の純増)と定義され、金融取引における資金の余剰または不足の状況を示している。また、これは実物取引における純貸出(+)/純借入(-)と対応している。つまり、純貸出(+)/純借入(-)がプラスであれば余剰資金があることで、これは金融資産の増加又は負債の減少に対応しており、逆に純貸出(+)/純借入(-)がマイナスであれば資金不足の状態にあり、これは金融資産の減少又は負債の増加に対応している。このため、実物取引表の純貸出(+)/純借入(-)と金融取引表の純貸出(+)/純借入(-)(資金過不足)は概念的に一致する。(もっとも、推計上使用する資料等に相違があるため、両者の計数の間には不一致がある。)

(3) フローの統合勘定

制度部門別の所得支出勘定、資本調達勘定は、各制度部門の経済行動を分析的に把握するために設けられている。これに対し、統合勘定は日本経済全体を一つの経済単位として見た場合に、いくつかの側面でどのようなバランス関係が成立しているかを勘定の形で表したものである。

フロー編の統合勘定は①国内総生産、②国民可処分所得と使用、③資本の蓄積と調達、および④海外取引の受取と支払について、それぞれのバランス関係を示す4つの勘定で構成されている。

1) 統合勘定1(国内総生産勘定(生産側及び支出側))は、付表2で表される付加価値と付表1で示される需要項目の対応関係を記録している。

統合勘定1(国内総生産勘定(生産側及び支出側))(16暦年)
(単位: 兆円)

国内総生産 (生産側)		国内総生産 (支出側)	
雇用者報酬	255	民間最終消費支出	285
営業余剰・混合所得	93	政府最終消費支出	89
固定資本減耗	105	総固定資本形成	113
生産・輸入品に課される税	42	在庫品増加	△ 1
(控除) 補助金	4	輸出	66
統計上の不突合	5	(控除) 輸入	57
合計	496	合計	496

2) 統合勘定2(国民可処分所得と使用勘定)は、制度部門別所得支出勘定の受取側と支払側をそれぞれ合計することにより統合したものである。統合により、国内における制度部門間の再分配(所得・富等に課される経常税、社会保障給付、利子、配当等)の受取と支払は相殺される。このため、受取側は雇用者報酬(国内分と海外からの純受取)、営業余剰・混合所得、海外からの財産所得純受取、生産・輸入品に課される税(補助金を控除)および海外からのその他の経常移転の純受取で構成される。この受取側の合計は、国民全体で全額使用可能な所得であることから、国民可処分所得と名づけられている。

他方、国民可処分所得の使用側は、各制度部門の最終消費支出と貯蓄で構成される。この統合勘定では、国民経済を全体としてみた場合に可処分所得が消費と貯蓄にどのようなバランスで使用されたかが示されている。なお、統合勘定の貯蓄を国民可処分所得で除した比率は国民貯蓄率といい、国民経済全体の貯蓄率を意味する。

統合勘定2(国民可処分所得と使用勘定)(16暦年)
(単位: 兆円)

国民可処分所得の使用		国民可処分所得	
民間最終消費支出	285	雇用者報酬(国内)	255
政府最終消費支出	89	海外からの雇用者報酬(純)	0
貯蓄	21	営業余剰・混合所得	93
		海外からの財産所得(純)	10
		生産・輸入品に課される税	42
		(控除) 補助金	4
		海外からのその他の経常移転(純)	△ 1
合計	395	合計	395

3) 統合勘定3 (資本調達勘定) は、制度部門別資本調達勘定の実物取引と金融取引毎に、調達側と蓄積側をそれぞれ合計することにより統合したものである。

まず、実物取引の勘定については、土地の購入は制度部門間で相殺されるため、統合勘定には表れない。また、資本移転等も国内分は相殺され海外との取引のみが計上される。このため、統合勘定における自己資金の調達側と実物資産の蓄積側は、それぞれ次の例に示されるような項目で構成されることになる。

統合勘定3 (資本調達勘定) (16 暦年)

① 実物取引 (単位：兆円)

実物資産の蓄積		自己資金の調達	
総固定資本形成	113	貯蓄	21
うち無形固定資産	10	海外からの資本移転等(純)	△ 1
(控除) 固定資本減耗	105	統計上の不突合	5
在庫品増加	△ 1		
海外に対する債権の変動	18		
合計	25	合計	25

金融取引の勘定についてみると、国内の制度部門間の債権と債務の関係は相殺される。このため、金融市場での資金調達側には、対外負債(海外からの資金調達)のみが計上され、金融資産の蓄積側には対外資産の変動(海外での資金運用)のみが計上されることになる。

金融取引の勘定で示される(海外に対する債権の変動)は、(対外資産の変動)から(対外負債の変動)を控除した額に一致している。従って、(海外に対する債権の変動)は、国内部門全体の純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)に相当している。

② 金融取引 (単位：兆円)

金融資産の蓄積		金融市場での資金調達	
対外資産の変動	51	海外に対する債権の変動	18
		対外負債の変動	33
合計	51	合計	51

4) 統合勘定4 (海外勘定) は、我が国の各制度部門が海外と行った取引を海外からの視点で総括的に示したものである。この勘定では海外取引は経常取引と資本取引及び金融取引に区分して記録されている。

このうち、経常取引の勘定では、(経常対外収支)は(経常受取の合計)と(経常支払の合計)

が一致するようにバランス項目として定義されており、海外取引でもたらされた貯蓄であると解釈できる。

統合勘定4 (海外勘定) (16 暦年)

① 経常取引 (単位：兆円)

経常支払		経常受取	
財貨・サービスの輸出	66	財貨・サービスの輸入	57
雇用者報酬(支払)	0	雇用者報酬(受取)	0
財産所得(支払)	14	財産所得(受取)	4
その他の経常移転(支払)	1	その他の経常移転(受取)	2
経常対外収支	△ 19		
合計	63	合計	63

また、資本取引の勘定では、経常対外収支・資本移転による正味資産の変動は、(経常対外収支)＋資本移転等(受取)－資本移転等(支払)となる。

なお、資本取引の経常対外収支・資本移転による正味資産の変動と金融取引の純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)は、概念上金額が一致する。

② 資本取引 (単位：兆円)

項 目	
経常対外収支	△ 19
資本移転等(受取)	1
(控除) 資本移転等(支払)	0
合計	△ 18

③ 金融取引 (単位：兆円)

項 目		項 目	
資産の変動	33	純貸出(+)／純借入(－)	
		(資金過不足)	△ 18
		負債の変動	51
合計	33	合計	33

なお、この統合勘定4 (海外勘定) で把握される純貸出(+)／純借入(－)(資金過不足)および負債の変動は、先記の統合勘定3 (資本調達勘定) の金融取引で金融資産の蓄積側に計上されている対外負債の変動と対応している。このようにして、統合勘定4は複式簿記の形式に従って統合勘定3と有機的に結びつけられている。

(4) 期末貸借対照表勘定 (制度部門別)

各経済主体は様々な資産と負債からなるストッ

クを保有している。これを制度部門別に見たものが制度部門別期末貸借対照表勘定である。

この勘定では、資産側に非金融資産（在庫、固定資産等の生産資産、土地等の非生産資産）及び金融資産（現金・預金、貸出等）を計上しており、負債・正味資産側には負債及び正味資産を計上している。

なお、正味資産は期末資産（非金融資産＋金融資産）－期末負債と定義されており、各制度部門の正味資産を合計したものは国富とも呼ばれている。

非金融法人企業の期末貸借対照表勘定（16 暦年末）
（単位：兆円）

資 産		負債・正味資産	
非金融資産	898	負債	1,255
(1)生産資産	596	うち株式	450
在庫	56		
固定資産	540	正味資産	395
(2)有形非生産資産	302		
金融資産	752		
うち株式	142		
期 末 資 産	1,650	期末負債・正味資産	1,650

(5) 調整勘定

国民経済計算では、すべての資産項目と負債項目について、当年末の残高と前年末の残高の間に次の恒等式を組み込むことによって、フローの勘定とストックの勘定を整合的に連結している。

（前年末の残高）＋（当年の資本取引額）＋（調整額）＝（当年末の残高）

ここで、当年の資本取引額とは、その制度部門の資本調達勘定に計上された当該項目の取引額であり、調整額とは、資産の実物取引あるいは金融取引以外の要因による資産・負債額の変動分であり、調整勘定で記録されている。調整勘定は、大きく3つに分割されている。

1) その他の資産量変動勘定

資本調達勘定で記録されない資産の「量的」な変化分を記録する勘定で、具体的には、金融機関による不良債権の償却、災害等による予想しえない規模の資産の損失等を記録している。

なお、「金融機関による不良債権の償却」については、我が国の国民経済計算では「債権者による不良債権の抹消」として、特に情報価値が高いということで独立して表章している。

2) 再評価勘定

資産価格の変化に伴う価格の再評価分を記録

する勘定。具体的には、物価変動に伴う資産価値の変化を記録している。再評価勘定については、さらに二つに分割している。

① 中立保有利得または損失勘定

資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、一般的な物価水準の変動に伴う資産価格の変化分を記録している。

② 実質保有利得または損失勘定

資産価格の再評価分としての物価変動に伴う資産価値の変化のうち、財貨・サービス一般の価格に対して相対的な当該資産の価格変化分を記録している。

この再評価勘定を設けることで、土地資産や株式資産といった資産項目毎のキャピタルゲイン／ロスを一般の物価水準の変動分を除いて、他の一般的なものより、相対的にどのくらい価格が変化したかを捉えることが可能となる。

3) その他

我が国の基礎統計の関係上、固定資本減耗の推計については、フロー面では企業会計をベースにした簿価ベース（ただし、一般政府の社会資本については再調達価格ベース）、ストック面では再調達価格ベースに基づいて行われることから、この「その他」勘定で、こうしたフローとストック推計における評価方法の違いによる固定資本減耗の計数の差額を記録している。また、この勘定には、社会資本の固定資本減耗における年度推計と暦年推計との推計方法の相違による差額についても記録している。

非金融法人企業の調整勘定（16 暦年）

(1) その他の資産量変動勘定（単位：兆円）

資 産		負債・正味資産	
非金融資産	0	負債	△ 9
(1)生産資産	0		
在庫	0	その他の資産量変動に	
固定資産	0	よる正味資産の変動	13
(2)有形非生産資産	0		
土地	0		
地下資源	0		
金融資産	4		
資産の変動	4	負債・正味資産の変動	4
(再掲) 債権者による		(再掲) 債権者による	
不良債権の抹消（貸出）	0	不良債権の抹消（借入）	△ 5

(2)再評価勘定 (単位：兆円)

資 産		負債・正味資産	
非金融資産	5	負債	49
(1)生産資産	9	うち株式	46
在庫	1		
固定資産	8	名目保有利得または	
(2)有形非生産資産	△ 4	損失による正味資産	
土地	△ 4	の変動	△ 30
地下資源	0		
金融資産	14		
うち株式	17		
資産の変動	19	負債・正味資産の変動	19

(2)再評価勘定 (a) 中立保有利得または損失勘定 (単位：兆円)

資 産		負債・正味資産	
非金融資産	△ 11	負債	△ 15
(1)生産資産	△ 7	うち株式	△ 5
在庫	△ 1	中立保有利得または	
固定資産	△ 7	損失による正味資産	
(2)有形非生産資産	△ 4	の変動	△ 5
土地	△ 4		
地下資源	△ 0		
金融資産	△ 9		
うち株式	△ 2		
資産の変動	△ 20	負債・正味資産の変動	△ 20

(2)再評価勘定 (b) 実質保有利得または損失勘定 (単位：兆円)

資 産		負債・正味資産	
非金融資産	16	負債	64
(1)生産資産	17	うち株式	51
在庫	2		
固定資産	15	実質保有利得または	
(2)有形非生産資産	△ 1	損失による正味資産	
土地	△ 1	の変動	△ 25
地下資源	0		
金融資産	23		
うち株式	19		
資産の変動	39	負債・正味資産の変動	39

(3)その他 (単位：兆円)

資 産		正味資産	
固定資産	2	その他の正味資産の変動	2
資産の変動	2	正味資産の変動	2

(6) ストックの統合勘定

ストックの統合勘定は、制度部門別の期末貸借対照表勘定を統合したものである。

統合勘定1（国民貸借対照表勘定）における資産と負債の残高は、それぞれ各制度部門別勘定における残高を積み上げたものである。

制度部門別の勘定と同様に、統合勘定において

も、当年末の残高と前年末の残高は、資本調達勘定と調整勘定を介在させることにより有機的に結びつけられており、フローとストックの間の整合性が確保されている。

(7) 主要系列表

主要系列表は、(1) 生産と一次所得の分配及び (2) 所得の受取・使用と資本の蓄積・調達で解説した主な計数を適宜編集して時系列の一覧表に整理したものである。「三面等価」の三要素である支出面、分配（所得）面、生産面について、その主な計数をそれぞれ主要系列表1から3に記載している。

1) 主要系列表1（国内総生産（支出側））は、

付表1（財貨・サービスの供給と需要）で各年毎に表示されている国内総生産（支出側）の構成項目を、時系列的な一覧表の形に編集したものである。この編集に際して、国内概念は国民概念に転換（海外からの要素所得の純受取を加算）され、また構成項目もより詳しく分類されている。

2) 主要系列表2（国民所得・国民可処分所得の

分配）は、付表2（経済活動別の国内総生産・要素所得）で各年毎に表示されている要素所得（雇用者報酬と営業余剰・混合所得）及び制度部門別所得支出勘定で表示されている経常移転を時系列的な一覧表の形に編集したものである。なお、この編集過程で①企業所得（＝営業余剰・混合所得－支払財産所得＋受取財産所得）という概念が導入されており、また、②国内概念から国民概念への転換が行われている。

3) 主要系列表3（経済活動別国内総生産）は、付表2（経済活動別の国内総生産・要素所得）で各年毎に表章される国内総生産を、時系列の一覧表に整理したものである。

4. 付表

国民経済計算で表章されている数多くの付表は、次の二つの種類に分けることができる。一つは国民経済計算の骨格となる表であり、他の一つは利用上の便宜を図るための明細表である。

前者に属する付表としては、既に述べた付表1、2、4、5の他に付表3があげられる。付表3は経済活動別の就業者数、雇用者数と労働時間数を表している。

その他の付表は後者に含まれるが、その内容は、①目的別（家計、対家計民間非営利団体および一般政

府の目的別最終消費支出など)、②形態別(家計最終消費支出における耐久財、非耐久財、サービス等の別など)、③制度部門別内訳、④特定の項目の明細内訳などに分けられる。